

令和2年度 若者に対する悪質商法被害防止共同キャンペーン実施要領

1 目的 消費者トラブルは年々複雑化・多様化しており、社会経験が浅く、契約や交渉に不慣れな若者はトラブルに遭いやすいことから、被害が後を絶たない。

特に、令和4年4月からは成年年齢が18歳に引き下げられるため、若者への注意喚起が重要となっている。

そこで、1月から3月にかけて、高校卒業予定者・新成人・新社会人等の若者を対象にして、みだしのキャンペーンを関係機関が共同で実施し、若者の被害を未然に防止する。

2 実施期間 令和3年1月～3月

3 実施機関 県、県警察本部、県内全市町（消費者相談窓口担当課）、福井弁護士会、県司法書士会

4 主な事業内容

（1）若者相談の受付

- ・若者トラブル110番として実施機関が電話やメールで相談を受付

（2）街頭啓発

- ・鉄道の駅舎や自動車学校で街頭啓発を実施

（3）啓発リーフレットの配布

- ・各市町の成人式会場等で新成人にリーフレットを配布
- ・県内全高等学校の卒業予定者全員にリーフレットを配布
- ・県内各大学・短期大学・専修学校・各種学校でリーフレットを配布
- ・ショッピングセンター等でリーフレットを配布

（4）啓発パネル展の開催

- ・役場のホールや公共施設等で啓発パネルを展示

（5）講演会・出前講座の開催

- ・弁護士や消費生活相談員による講演会、出前講座を開催

（6）広報による啓発

- ・ラジオや新聞、広報誌、メールマガジン等で若者向けにトラブル情報を発信